

## ⇩ 会社法施行後の確認有限会社

**Q** : 当社は、資本金10万円の確認有限会社です。会社法の施行により資本金を増資する必要もなくなりましたし、株式会社にもしませんので、何もしなくていいことになりますか？

**A** : 定款上の解散事由を廃止する旨の登記をしなければ、会社が解散してしまいますので注意してください。

### 【解説】

確認有限会社とは、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」により、旧有限会社法の最低資本金(300万円)規制にかかわらず、資本金1円以上で会社設立が可能とされていた制度ですが、設立5年以内に最低資本金をクリアしなければ、解散などをしなければならぬとされていました。

しかし、会社法施行後は、最低資本金制度が撤廃されましたので、資本金を増資する必要もなくなりましたし、また、株式会社に変更しなければ自動的に特例有限会社になることになりましたので、何もしなくてよいと思われるかもしれませんが、確認有限会社の定款には、最低資本金をクリアしない場合の解散事由が定められており、登記もされていますので、このまま放っておきますと設立5年後に資本金の条件を満たしていなければ、解散しなければならないことになってしまいます。これを避けるためには、定款を変更(解散事由を廃止)して登記しなければなりませんので注意してください。なお、この取扱いは、確認株式会社も同様です。

